

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成29年3月8日(水)

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課／地域生活支援推進室  
／障害児・発達障害者支援室

(1 / 2冊)

## 目 次

1	障害福祉関係施設等の整備について……………	1
2	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	6
3	地域生活支援拠点等の整備促進について……………	27
4	強度行動障害を有する者等に対する支援について……………	28
5	平成29年度障害福祉サービス等報酬改定について……………	30
6	平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査の実施について……………	84
7	障害福祉サービス等情報公表制度について……………	86
8	訪問系サービスについて……………	88
9	障害者の就労支援の推進等について……………	109
10	障害者優先調達推進法について……………	139

## 1 障害福祉関係施設等の整備について

### (1) 平成 29 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設等施設整備費補助金については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が安心して生活できるよう平成 29 年度当初予算案として 71 億円を計上するとともに、平成 28 年度第 2 次補正予算として、118 億円を計上し、計画的に整備を推進することとしている。

平成 29 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備
- ③ 自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するための耐震化、スプリンクラーの整備及び防犯体制の強化等の推進を引き続き行うこととしている。(関連資料)

### (2) 平成 29 年度社会福祉施設整備費の執行について

#### ① 平成 29 年度国庫補助協議について

平成 29 年度の施設整備にあたっては、

ア 平成 28 年度当初予算等で協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの

イ 平成 29 年度に協議予定のもの

などが混在するため、平成 29 年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、平成 28 年度補正予算より行っている当該都道府県並びに市町村の障害福祉計画における位置づけを考慮の上、緊急度の高い整備から採択していくことにしている。

また、社会福祉施設整備費においては、平成 18 年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努めていただくとともに、社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘（会計検査院）も受けているため、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているので、ご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月中旬

- ・ 地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 4月中
- ・ 国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月下旬

## ② 平成 29 年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

平成 29 年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、単価改定を行う予定であり、詳細は別途お示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

## （3）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

### ① 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

### ② スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 90%

貸付利率 当初 5 年間基準金利△0.5%

### ③ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 95%

貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているの確認されたい。

#### (4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

##### ① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、昨年5月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成28年9月30日雇児発0930第2号・社援発0930第12号・障発0930第2号・老発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出し、改めてアスベスト含有保温材等を含めた使用実態調査を実施することとしたところである。また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

各都道府県等におかれては、利用者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

##### ② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5%※）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、29年度も引き続き実施することとしている。

※ 融資率が80%未満のものに限る。

#### (5) 社会福祉施設等の木材利用の促進及びCLTの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創成を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、社会福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

28年度予算額 70億円 → 29年度予算(案) 71億円

【28年度補正予算 118億円】

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



## 耐震化・防災対策の推進

- 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリングラ―整備を推進する。



## 2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

### (1) 障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保

昨年7月、障害者支援施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生した。

これを受け、社会福祉施設等の運営に当たって、地域と一体となった開かれた施設等となることと、安全確保との両立を図るため、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知）（関連資料1）を発出したところである。

各自治体におかれては、管内障害者支援施設等に対する周知等に御協力をお願いするとともに、施設等における防犯に係る安全確保を支援する観点から、必要な取組の推進をお願いしたい。

また、現在、各自治体及び社会福祉施設等に対し、好事例の収集と課題の整理を行うことを目的として、社会福祉推進事業により、防犯に係る安全対策の取組状況等に係る実態調査を実施しているところである。その結果については、今後報告書が取りまとめられ、公表されることとなっているので、各自治体において、安全確保の取組を進めるにあたり、参考とされたい。

### (2) 共生型サービスの創設

公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきた。一方で、対象者ごとに分かれている現在の制度については、利用者の便宜の観点や、サービスの提供に当たる人材の確保の観点などで課題となっている。

この課題への対応として、厚生労働省においては、地域の実情に応じ、高齢者、障害者、子どもなどの複数分野の支援を総合的に提供する取組を支援するため、各制度に基づく人員配置基準や設備基準などについて運用上対応可能な事項を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（平成28年3月）を発出したところである。（関連資料2）

また、介護保険サービスと障害福祉サービスとでは、各制度に固有のサービスもあるが、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ等相

互に相当するサービスもある。このようなサービスに関して、障害福祉制度においては、障害福祉サービス事業所としての指定を受けていない事業所のサービスであっても、介護保険サービス事業所としての指定を受けていれば、市町村の判断により、障害福祉サービスとして給付を行うことができる「基準該当サービス」という仕組みがあり、例えば1つの事業所で介護保険サービスとしてのデイサービスと障害福祉サービスとしてのデイサービスを同時に提供しているケース（いわゆる「富山型デイサービス」）など）も見られる。（関連資料3）

一方で、現行制度上、介護保険制度においては同様の仕組みが存在せず、障害福祉サービス事業所としての指定を受けているというだけでは、介護保険サービスを提供できる仕組みとはなっていない。

（※）介護保険制度においても「基準該当サービス」は存在するが、これは、指定の要件（人員、設備及び運営基準）の一部を満たさないことなどを理由に介護保険サービス事業所としての指定を受けていない事業所のうち、都道府県が条例で定める基準を満たすもののサービスについて、市町村の判断により、保険給付の対象とすることができる仕組みであり、障害福祉制度における「基準該当サービス」とは異なる。

また、「基準該当サービス」は、市町村の判断に委ねられているため、地域によってその取扱いに差があるとの指摘がある。

さらに、介護保険優先原則の下では、障害者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合、その障害者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所としての指定を併せて受けていなければ、その障害者は、それまでとは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならない場合がある。

この点については、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）においても、「障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所になりやすくする等の見直しを行うべきである」との指摘がなされている。

このような状況を踏まえ、本年の介護保険制度の見直しにおいて、介護保険に「共生型サービス」を創設し、障害福祉制度の現行の「基準該当サービス」の仕組みについても、報酬において障害支援区分を勘案していない等の課題に対応するため、障害福祉制度に「共生型サービス」を創設する。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直しを行う予定である。（関連資料4）

また、平成30年度の介護・障害福祉サービス等報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う基準・報酬についての必要な対応を行うほか、事業所の指定手続についても、可能な限り簡素化を図る予定である。

地域の実情に応じた「共生型サービス」の整備を進めていくためには、介護保険部局と障害福祉部局とが情報を共有し、連携して対応することが不可

欠であることから、各都道府県におかれては、管内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いする。

### (3) 障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、平成 16 年より「福祉サービス第三者評価に関する指針について」に定める福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービス毎の評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成 26 年 4 月に「指針」を改正し、通知したところである。

また、内容評価基準については、平成 29 年 2 月に障害者・児施設に係る基準を改正したところである。

各都道府県におかれては、この改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めて頂きたい。

### (4) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であるが、第 4 期障害福祉計画における平成 27 年度整備見込が 4.9 万人であるのに対し、利用者数は 4.6 万人であり、今後さらなる整備が必要である。

第 4 期障害福祉計画においては、更なる整備を計画していただいているが、一層の取組をお願いしたい。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成 27 年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について単位数の引上げを行ったところであるので、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いする。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができる利点があり、平成 24 年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成 27 年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであるため、単独型短期入所の整備促進についても積極的な取組を進められたい。

#### **(5) 今冬のインフルエンザ対策**

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 28 年 12 月 2 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

#### **(6) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について**

障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、1 都 2 区（前年度 11 道県 33 市町村）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約 4 百万円（前年度約 786 百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①負担金の算定に当たり、障害福祉サービスごとの対象経費の集計の誤り、②対象経費の実支出に対象とならない経費を計上、③対象経費を二重に計上、していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっており、特に対象経費の算定については、対象経費が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成 27 年 6 月 5 日障障発 0605 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy27\\_05\\_11\\_17.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy27_05_11_17.pdf)

## (7) 障害者施設等の防災対策等について

### ① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)

・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」

(平成10年8月31日社援第2153号、厚生省社会・援護局長通知)

### ② 障害者支援施設等の土砂災害対策の徹底について

障害者支援施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

政府においては、昨年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」を設置し、議論を重ねてきたところであり、昨年12月26日に平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策のあり方に関する報告書が公表されたところである。

当該報告書においては、「毎年、地方公共団体が実施している指導監査においては、運営体制等を確認しているが、災害計画の内容や避難訓練の実施状況等を確認していなかった。」等が実態・課題として報告されている。

「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成 19 年 4 月 26 日障発 0426003 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点」において、防災対策の充実強化として、非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保や、避難訓練等の実施について監査事項を定めているところであるが、利用者等の安全を確保するため、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日障発 0909 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の特に留意すべき事項を参照しながら、適切な指導監査の実施をお願いします。

現在、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について（依頼）」（平成 29 年 2 月 1 日障発 0201 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、昨年末時点における非常災害対策計画の策定状況等の結果について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に報告（3 月 15 日〆切）を依頼しているので、ご協力をお願いします。

また、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画がある場合には、砂防部局への情報提供を行うほか、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点十分に盛り込まれた計画の策定を促すなど、適切な対応をお願いします。

なお、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化（現行は努力義務）等を行う「水防法等の一部を改正する法律案」が本年 2 月 10 日に閣議決定され、国会に提出されているので、その内容についてご承知おきいただきたい。

(参考)

内閣府HP：

（平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)概要)

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226\\_gaiyo.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_gaiyo.pdf)

（平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)本文)

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226\\_hombun.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_hombun.pdf)

国土交通省HP：

（「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定～洪水等からの「逃げ

遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します！～)

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02\\_hh\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000017.html)

### ③ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要援護者を積極的に受入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

### ④ 障害者施設等の耐震化について

国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされたところである。(平成30年度までに社会福祉施設の耐震化率95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。なお、平成27年10月1日現在の耐震化の状況については、今月中を目途に公表する予定である。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引き下げ(当初5年間は、基準金利△0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金において実施)」(国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3)を活用するなど、事業者に対し、必要な情報提供等をお願いする。

## **(8) 東日本大震災からの復旧・復興等（自治体負担分に対する財政支援の延長）**

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 29 年度予算案に計上しているため、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているため、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、旧緊急時避難準備区域等（※2）及び平成 26 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域の上位所得層は除く。

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※2）旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 30 年 2 月末（サービス提供分）まで

## **(9) (公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について**

森永ひ素ミルク中毒被害者の円滑な施設入所等に向けた相談等については、「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成 19 年 1 月 22 日食安企発第 0122001 号・障障発 0122001 号)により特段の配慮をお願いしているところであり、平成 28 年 9 月 26 日には事務連絡「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」を發出し、周知を行った。今般、(公財)ひかり協会より、改めて周知の依頼があったところ。については、森永ひ素ミルク中毒被害者又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設入所等に向けた相談があった場合には、その取組が促進されるよう、特段の配慮を改めてお願いしたい。(関連資料 5)

雇児総発 0915 第 1 号  
社援基発 0915 第 1 号  
障 障 発 0915 第 1 号  
老 高 発 0915 第 1 号  
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

## 記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

## 社会福祉施設等における点検項目

### 1 日常の対応

#### (1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。  
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
  - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
  - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

- (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

## 2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

### (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
  - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
  - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
  - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。  
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
  - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

### (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

# 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

## ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制**で運用上対応可能な事項を明確化し、**高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消**。

## 明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

### ① 兼務可能な人員

- ・ 管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

### ② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

- ・ 食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

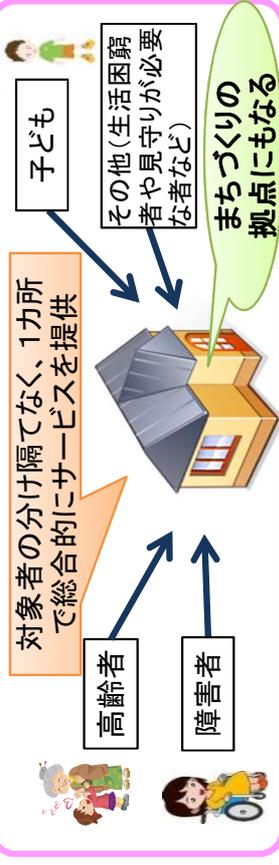
- ・ 玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス
- ※ 高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

### ③ 基準該当障害福祉サービス等<sup>(注)</sup>が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施

(注) 基準該当障害福祉サービス等：指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者（児）を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

＜総合的な福祉サービスの提供のイメージ＞



＜福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス(例)＞

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援(A型、B型)、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

# 暮らしと生きがいとともに創る「地域共生社会」

平成28年4月26日  
一億総活躍国民会議  
提出資料

## 【地域共生社会の好循環】

子ども

高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、健全な成長に効果。

高齢者

子育て支援などで役割を持つことが、予防に効果。

障害者

活躍する場を持つことが、自立・自己実現に効果。

## 地域の実践例①：「富山型デイサービス」（富山県）

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



施設を訪問した際に障害者の方からいただいたプレゼント



## 地域の実践例②：「おじやまる広場」など（三重県名張市）

- 名張市では、子ども・高齢者・障害者の誰もが活躍できる場を作り出し、好循環を生み出す仕組みを構築。
- 高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。（「おじやまる広場」、「子ども支援センター」など）
- このほか、「まちの保健室」は、介護・生活・子育てなどワンストップの相談窓口、地域づくりと地域福祉の総合的拠点として機能。



「つじおじやまる広場」の光景：高齢者がボランティアとして、子育て支援・親子の孤立防止に活躍

「子ども支援センターかかやき」では、高齢者や障害者が子育て家庭の支援で活躍



関連資料③

# 地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け）

## 見直し内容

○ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

（注）具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

### 現行

サービスを提供する場合、それぞれ指定基準を満たす必要がある



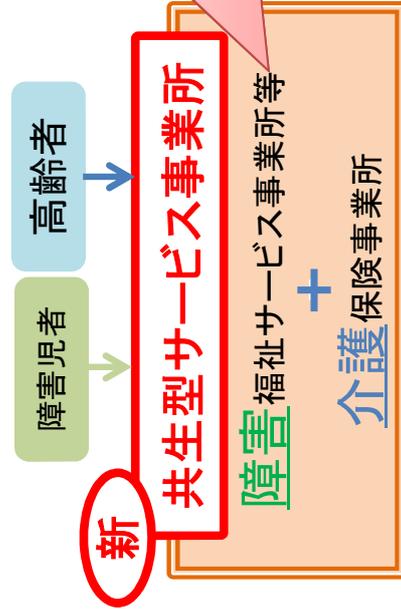
### 改正後



### 【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

## 新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

事務連絡  
平成28年9月26日

各都道府県  
〔 衛生主管部（局）  
障害保健福祉主管部（局）  
介護保険主管部（局） 〕 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部  
企画情報課

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部  
障害福祉課

厚生労働省老健局  
総務課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組  
に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業のうち、施設入所等の取組に関する支援については、別添のとおり協力を依頼するとともに、関係主管課長会議等において周知しているところです。

森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、高齢化に伴う心身機能の低下等により、障害福祉制度、介護保険制度によるものを問わず、今後の生活の場を確保する必要がますます高まっています。例えば、既に施設に入所している被害者において、医療機関での入院治療等のため、施設を退所せざるを得なくなった場合に、治療等の内容によっては、退院後に施設に再度入所することができず、やむなく転院による入院を継続することとなり、結果として、安定した生活の場を失う事例が生じています。

つきましては、このような事例の解消のためにも、被害者等又は（公財）ひかり協会から相談があった場合には、被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、施設入所等及びそのための事前対策に関する取組が促進されるよう、以下の取組例もご参考の上、引き続き、特段のご配慮をお願いするとともに、市町村においても適切な対応が行われるよう、別添の「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」及び「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービス利用等に関する相談への協力について（依頼）」と併せて管内市町村あて周知をお願いします。

（取組例）

- 1 関係部局、市町村等の関係行政機関が、緊密な連携の下、施設入所等の必要性が生じた被害者等から求めがあった場合には、被害者本人の置かれた状況を速やかに把握するとともに、施設事業者等とも必要に応じて連絡を取り合いながら、適切な制度やサービスの利用がなされるよう支援する。
- 2 施設入所が実現する等、被害者が安定した生活の場を確保するまでの間、前項の取組を継続するよう努める。

食安企発第 0122001号  
障 障 発 0122001号  
平成19年1月22日

(平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)  
(平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県

衛生主管部（局）長
障害保健福祉主管部（局）長

殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について (依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

### 3 地域生活支援拠点等の整備促進について

#### (1) 地域生活支援拠点等の整備促進

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備をお願いしているが、昨年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域であり、整備が必ずしも進んでいない状況にある。

この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、平成27年度に「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、今年度その報告書を全ての自治体に周知し、モデル事業の成果を踏まえた地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知するとともに、昨年12月に全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施してきたところである。

なお、第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなかった市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、障害福祉計画に位置付け、できる限り早期に積極的な整備に努めるよう、また、都道府県におかれては、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなかった市町村及び圏域に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう特段の配慮をお願いする。

今後、拠点等の意義の徹底や、運営方法等について改めて通知を発出する予定であるのでご承知おきいただくとともに、来年度、拠点等の整備の状況を踏まえた好事例（優良事例）集の作成も予定しており、その際には必要に応じてご協力をお願いする。

#### (2) 今後の制度的対応

平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、「モデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対し、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされ、これを受けて、「グループホームにおける重度者への対応の強化」、「地域生活を支援する新たなサービスとの連携」、「医療との連携」、「短期入所による緊急時対応」等を総合的に進めることとされたところである。

これらの事項については、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や今後の報酬改定による対応を予定しており、拠点等の機能強化に資する方向で見直しを検討したいと考えている。地域生活支援拠点等の整備に当たっては、これらの見直しの状況も注視していただき、拠点等の機能整備の選択肢のひとつとして活用をご検討いただきたい。

## 4 強度行動障害を有する者等に対する支援について

### (1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところである。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるので、各都道府県におかれては、研修の実施について積極的な取組をお願いしたい。

なお、これらの加算によっては、算定要件に平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置を設けているものがあるが、これまで地域生活支援事業の任意事業であった強度行動障害支援者養成研修事業については、平成 29 年度予算案において新たに創設された「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、また、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」を新たに計上したので、これらを活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

今後の予定としては、今年度中に各都道府県に対し平成 29 年度の両事業に係る要望見込額の提出を依頼し、来年度の申請手続までに事前調整を行うこととしているので、予めご承知おき願いたい。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成 29 年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する予定であり、5 月 23 日・24 日（基礎研修）、25 日・26 日（実践研修）に研修を開催する予定である。正式な依頼等については改めて連絡させていただくので、受講者の推薦等ご協力をお願いする。

### (2) 介護職員等による喀痰吸引等の実施等

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれ

では、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

なお、平成 27 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 3 号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力により実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページで近日中にお示しする予定である。

本調査については、平成 28 年度も引き続き実施する予定であり、今年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いする。

## 5 平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定について

標記については、平成 29 年 1 月 18 日付けで事務連絡を発出したところであるが、障害福祉人材の処遇について、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成 29 年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均 1 万円相当の処遇改善を行うために、平成 29 年度に臨時に報酬改定を実施することとしている。

具体的には、現行の処遇改善加算（Ⅰ）の算定に必要な要件に加えて、キャリアアップの仕組みとして、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は定期に昇給を判断する仕組みを設ける旨の要件を新設し、これらの要件を全て満たす場合に月額平均 1 万円相当の処遇改善を実施する。

現行の処遇改善加算（Ⅰ）の取得率は 56.8%（平成 28 年 10 月サービス提供分）となっており、介護報酬における処遇改善加算（Ⅰ）の取得率（70%台）と比較して低調であることから、各都道府県市におかれては、今回の報酬改定において新設された処遇改善加算（Ⅰ）の取得が促進されるよう、事業所等に対する周知の徹底、加算を取得していない事業所に対する取得勧奨、助言等の適正な指導をお願いする。（関連資料 1）

なお、今回の報酬改定に伴う関係告示等の改正時期等については、平成 29 年 1 月 31 日付けで事務連絡を発出したところであるが、算定構造、体制等状況一覧表についても併せて改正を行う予定であるため、ご承知おき願いたい。（関連資料 2）

また、平成 29 年度予算案において、都道府県等が行う事業所等への周知や、新たに拡充する加算の取得に係る助言等の取組を支援し、各事業所における処遇改善加算の取得促進を図ることを目的として、障害者総合支援事業費補助金の事業メニューとして「福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業」に係る予算を新たに計上している。各都道府県市におかれては当該補助金の積極的な活用により、加算取得率の向上と障害福祉人材の処遇改善に向けた一層のご尽力をお願いする。（関連資料 3）

# 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

## 1. 改定率について

- 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定は、障害福祉人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.09%の報酬改定を行うものである。

## 2. 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の福祉・介護職員処遇改善加算(I)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む）」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴う、福祉・介護職員処遇改善加算の区分と加算率等については、次頁以降のとおりとする。

# 障害福祉サービス等における福祉・介護職員の処遇改善 (福祉・介護職員処遇改善加算の拡充)

○ 福祉・介護職員処遇改善加算について、平成29年度から、福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価を行う加算を創設。(報酬改定)

## キャリアパス要件

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

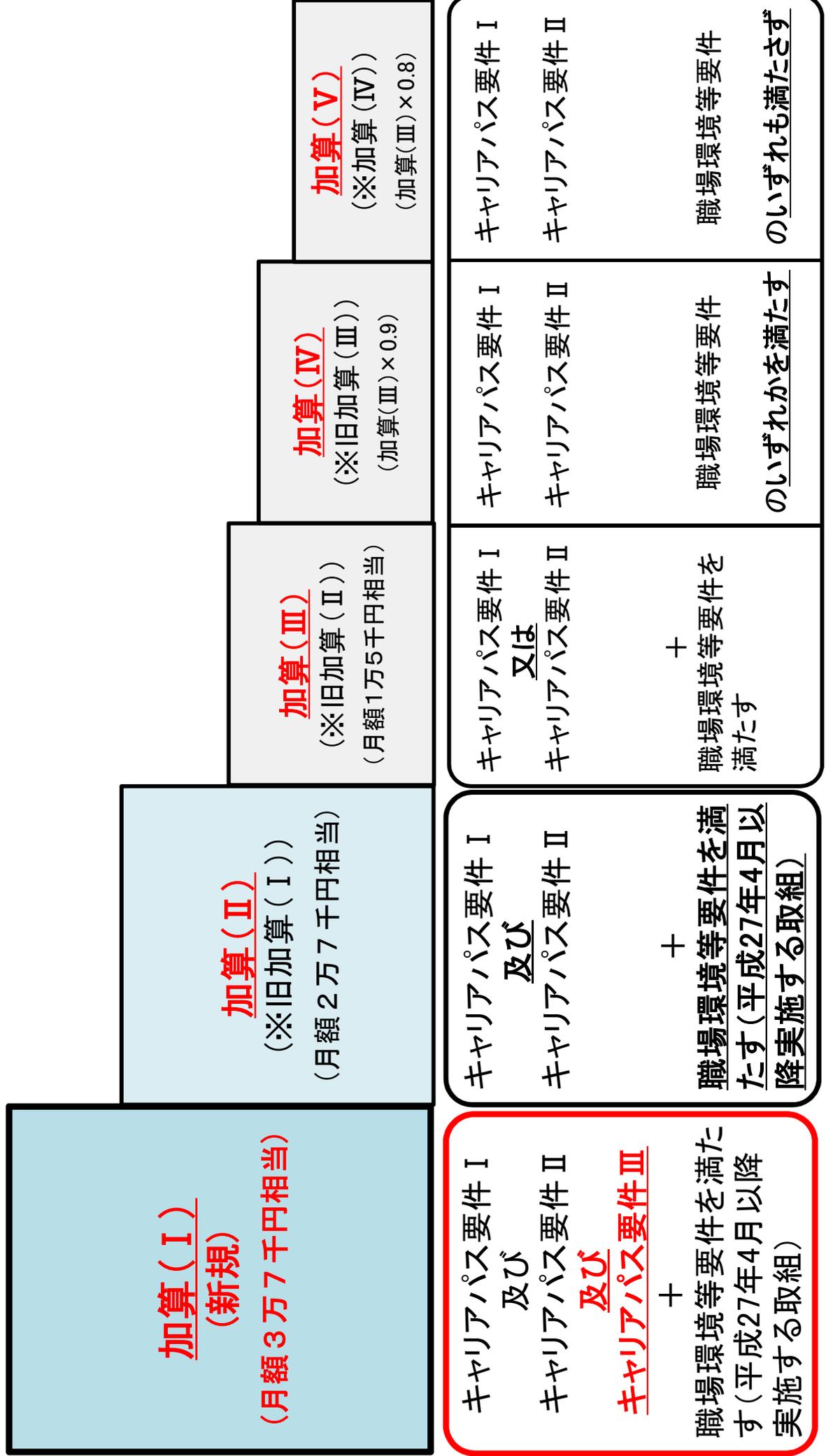
- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(新設)

<p><b>【平成29年度から】</b> (福祉・介護職員1人当たり月額平均1万円相当)</p>	<p>①及び②及び③</p>
<p><b>【平成27年度から】</b> (福祉・介護職員1人当たり月額平均1万2千円相当)</p>	<p>①及び②</p>
<p><b>【平成24年度から】</b> (福祉・介護職員1人当たり月額平均1万5千円相当)</p>	<p>①又は②</p>

左記の要件を満たせば、原則として、加算を取得可能

※ 障害福祉サービス事業者は、加算として得た額以上の賃金改善を実施することが求められる。

# 福祉・介護職員処遇改善加算の区分



## 算定要件

(注) 「キャリアパス要件 I」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
 「キャリアパス要件 II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
**「キャリアパス要件 III」…経歴若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること**  
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること  
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

# 処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ

## 職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系

職位	月給例
主任	36万円
班長	32万円
一般	28万円

どのような場合に昇給するのかが必ずしも明らかでない。

## 事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする

（就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む）※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

①経験		②資格		③評価	
(例) 職位	勤続年数	(例) 職位	資格	(例) 職位	実技試験の結果
主任	6年～	主任	事業者が指定する資格を取得	主任	班長試験でS評価
班長	3～6年	班長	介護福祉士	班長	一般試験でA評価以上
一般	～3年	一般	資格なし	一般	一般試験でB評価以下
	月給例		月給例		月給例
	36万円		36万円		36万円
	32万円		32万円		32万円
	28万円		28万円		28万円

現行の加算

新しい加算

※1 「経験」…「勤続年数」「経験年数」などを想定。

※2 「資格」…「介護福祉士」、「社会福祉士」、「PSW」などを想定。ただし、介護福祉士資格等を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

# 福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率について

## 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				福祉・介護職員処遇改善特別加算
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%		4.1%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%		2.6%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%		4.1%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%		3.4%
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%		0.5%
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%		0.6%
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%		0.3%
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%		0.9%
自立訓練（機能訓練）	5.7%	4.1%	2.3%		0.8%
自立訓練（生活訓練）	5.7%	4.1%	2.3%		0.8%
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	新加算（Ⅲ）により算出した単位×0.9	0.9%
就労継続支援A型	5.4%	4.0%	2.2%	新加算（Ⅲ）により算出した単位×0.8	0.7%
就労継続支援B型	5.2%	3.8%	2.1%		0.7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	7.4%	5.4%	3.0%		1.0%
共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）	17.0%	12.4%	6.9%		2.3%
児童発達支援	7.6%	5.6%	3.1%		1.0%
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	5.9%		2.0%
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	3.3%		1.1%
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	3.2%		1.1%
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	2.5%		0.8%
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	1.4%		0.5%

\* 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。  
 \* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

## 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

# 障害福祉サービス費等の報酬算定構造

平成29年度見直し箇所 :

## 目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	7
短期入所サービス費	9
重度障害者等包括支援サービス費	10
施設入所支援サービス費	11
経過の施設入所支援サービス費	12
機能訓練サービス費	14
生活訓練サービス費	15
宿泊型自立訓練サービス費	16
就労移行支援サービス費	17
就労移行支援（養成）サービス費	18
就労継続支援A型サービス費	19
就労継続支援B型サービス費	20
共同生活援助サービス費	21
計画相談支援給付費	22
障害児相談支援給付費	23
地域相談支援給付費（地域移行支援）	24
地域相談支援給付費（地域定着支援）	25
福祉型障害児入所施設給付費	26
医療型障害児入所施設給付費	28
児童発達支援給付費	30
医療型児童発達支援給付費	32
放課後等デイサービス給付費	33
保育所等訪問支援給付費	35

# ○居宅介護サービス費

	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	基礎研修課程修了者等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (245単位)	×70/100	1時間未満(183単位) 1時間以上1時間30分未満(273単位) 1時間30分以上2時間未満(364単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
(2) 30分以上1時間未満 (388単位)								
(3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位)								
(4) 1時間30分以上2時間未満 (644単位)								
(5) 2時間以上2時間30分未満 (724単位)								
(6) 2時間30分以上3時間未満 (804単位)								
(7) 3時間以上 (884単位に30分を増すごとに+80単位)								
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (245単位)	×90/100	2時間以上2時間30分未満(455単位) 2時間30分以上3時間未満(546単位) ※3時間以上(629単位に30分を増すごとに+83単位)	×90/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
(2) 30分以上1時間未満 (388単位)								
(3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位)								
(4) 1時間30分以上2時間未満 (644単位)								
(5) 2時間以上2時間30分未満 (724単位)								
(6) 2時間30分以上3時間未満 (804単位)								
(7) 3時間以上 (884単位に30分を増すごとに+80単位)								
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (101単位)	×90/100	×90/100	×90/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
(2) 30分以上45分未満 (146単位)								
(3) 45分以上1時間未満 (189単位)								
(4) 1時間以上1時間15分未満 (229単位)								
(5) 1時間15分以上1時間30分未満 (264単位)								
(6) 1時間30分以上 (298単位に15分を増すごとに+34単位)								
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (101単位)	×90/100	×90/100	×90/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
(2) 30分以上1時間未満 (189単位)								
(3) 1時間以上1時間30分未満 (264単位)								
(4) 1時間30分以上 (331単位に30分を増すごとに+67単位)								
ホ 通院等乗降介助 (97単位)								
初回加算	(1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)							
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×303/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×221/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)							
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×41/1000)							

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 1時間未満	(183単位)	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ 1時間以上1時間30分未満	(273単位)								
ハ 1時間30分以上2時間未満	(364単位)								
ニ 2時間以上2時間30分未満	(455単位)								
ホ 2時間30分以上3時間未満	(546単位)								
ヘ 3時間以上3時間30分未満	(636単位)								
ト 3時間30分以上4時間未満	(728単位)								
チ 4時間以上8時間未満	(813単位に30分を増すごとに+85単位)								
リ 8時間以上12時間未満	(1493単位に30分を増すごとに+85単位)								
ヌ 12時間以上16時間未満	(2168単位に30分を増すごとに+80単位)								
ル 16時間以上20時間未満	(2814単位に30分を増すごとに+86単位)								
ヲ 20時間以上24時間未満	(3496単位に30分を増すごとに+80単位)								
移動介護加算									
イ 1時間未満	(100単位を加算)								
ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)								
ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)								
ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)								
ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)								
ヘ 3時間以上	(250単位を加算)								
初回加算	(1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)								
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×192/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可			
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×140/1000)								
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×78/1000)								
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)								
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)								
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×26/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可				

# ○同行援護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		基礎研修課程修了者等により行われる場合	2人の同行援護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
イ 身体介護を伴う場合	(1) 30分未満 (256単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (405単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (589単位)							
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (672単位)							
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (755単位)							
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (839単位)							
	(7) 3時間以上 (922単位に30分を増すごとに+83単位)							
ロ 身体介護を伴わない場合	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100						
	(2) 30分以上1時間未満 (199単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (278単位)							
	(4) 1時間30分以上 (348単位に30分を増すごとに+70単位)							
初回加算 (1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×303/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×221/1000)							
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1000)							
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)							
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)							
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×41/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可						

# ○行動援護サービス費

基本部分	注 支援計画シート等が未作成の場合 ※	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満 (253単位)	× 95/100	× 200/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満 (401単位)						
ハ 1時間以上1時間30分未満 (584単位)						
ニ 1時間30分以上2時間未満 (731単位)						
ホ 2時間以上2時間30分未満 (879単位)						
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,027単位)						
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,175単位)						
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,323単位)						
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,472単位)						
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,619単位)						
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,767単位)						
レ 5時間30分以上6時間未満 (1,915単位)						
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,063単位)						
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,211単位)						
コ 7時間以上7時間30分未満 (2,360単位)						
ク 7時間30分以上 (2,506単位)						
初回加算 (1月につき200単位を加算)	※ 平成30年3月31日までの間は、支援計画シート等が未作成の場合であっても減算を行わない。					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×254/1000)						
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×185/1000)						
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×103/1000)						
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100)						
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×34/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

# ○療養介護サービス費

基本部分			注	注		
			地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (906単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
		(二) 定員41人以上60人以下 (887単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (848単位)				
		(四) 定員81人以上 (815単位)				
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下 (660単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (630単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (590単位)				
		(四) 定員81人以上 (562単位)				
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下 (522単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (497単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (473単位)				
		(四) 定員81人以上 (453単位)				
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下 (418単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (385単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (362単位)				
		(四) 定員81人以上 (344単位)				
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下 (418単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (385単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (362単位)				
		(四) 定員81人以上 (344単位)				
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (877単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
		(二) 定員41人以上60人以下 (877単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (848単位)				
		(四) 定員81人以上 (815単位)				
地域移行加算 (入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)						
福祉専門職員配置等加算						
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)						
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)						
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)						
人員配置体制加算						
イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)			×965/1000			
(2) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)						
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)						
(1) 定員40人以下 (1日につき170単位を加算)						
(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算)						
(3) 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算)						
(4) 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)						
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算						
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×35/1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可			
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×25/1000)						
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×14/1000)						
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位の90/100)						
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位の80/100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×5/1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可			

# ○生活介護サービス費

基本部分		注	注					
		地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	開所時間減算	定員81人以上の事業所の場合	医師配置が無い場合
イ 生活介護サービス費	(1)定員20人以下	(一) 区分6 (1278単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	4時間未満 ×70/100  4時間以上6時間未満 ×85/100	1日につき12単位を減算
		(二) 区分5 (959単位)						
		(三) 区分4 (680単位)						
		(四) 区分3 (610単位)						
		(五) 区分2以下 (559単位)						
	(2)定員21人以上40人以下	(一) 区分6 (1139単位)						
		(二) 区分5 (851単位)						
		(三) 区分4 (599単位)						
		(四) 区分3 (539単位)						
		(五) 区分2以下 (491単位)						
	(3)定員41人以上60人以下	(一) 区分6 (1099単位)						
		(二) 区分5 (816単位)						
		(三) 区分4 (568単位)						
		(四) 区分3 (502単位)						
		(五) 区分2以下 (459単位)						
	(4)定員61人以上80人以下	(一) 区分6 (1045単位)						
		(二) 区分5 (781単位)						
		(三) 区分4 (549単位)						
		(四) 区分3 (493単位)						
		(五) 区分2以下 (445単位)						
(5)定員81人以上	(一) 区分6 (1028単位)							
	(二) 区分5 (765単位)							
	(三) 区分4 (535単位)							
	(四) 区分3 (478単位)							
	(五) 区分2以下 (428単位)							
ロ 基準該当生活介護サービス費		(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) (691単位)						
		(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) (851単位)						
ハ 経過的生活介護サービス費		(別表のとおり)						

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	(1.7:1)	(一)定員20人以下 (1日につき265単位を加算)	×965/1000
			(二)定員21人以上60人以下 (1日につき212単位を加算)	
			(三)定員61人以上 (1日につき197単位を加算)	
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	(2:1)	(一)定員20人以下 (1日につき181単位を加算)	
			(二)定員21人以上60人以下 (1日につき136単位を加算)	
			(三)定員61人以上 (1日につき125単位を加算)	
ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	(2.5:1)	(一)定員20人以下 (1日につき51単位を加算)		
		(二)定員21人以上60人以下 (1日につき38単位を加算)		
		(三)定員61人以上 (1日につき33単位を加算)		

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

常勤看護職員等配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき19単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき11単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき8単位を加算)
	ホ 定員81人以上	(1日につき6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

初期加算	(1日につき30単位を加算)
------	----------------

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

リハビリテーション加算	(1日につき20単位を加算)
-------------	----------------

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)
----------	----------------

延長支援加算	(1)1時間未満	(1日につき61単位を加算)
	(2)1時間以上	(1日につき92単位を加算)

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき27単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき13単位を加算)

注 一定の条件を満たす場合 +14単位

障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき300単位を加算)
-------------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×42/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×31/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×17/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算出した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合  
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×6/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算出した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

ハ 経過的生活介護サービス費

(別表)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が増える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護師を配置している場合(1日につき)	
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (696単位)			+139単位	+46単位				+96単位	+133単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (590単位) (二)当該施設が主たる施設 (1364単位) (三)当該施設が単独施設 (696単位)			+139単位	+139単位				+96単位	+133単位	
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (510単位)				+70単位	+69単位				+48単位	+66単位
		(二)当該施設が主たる施設 (697単位)										
		(三)当該施設が単独施設 (696単位)										
	(4)定員21人以上30人以下	(683単位)			+46単位	+46単位				+32単位	+44単位	
	(5)定員31人以上40人以下	(574単位)			+35単位	+37単位				+24単位	+36単位	
	(6)定員41人以上50人以下	(517単位)			+27単位	+27単位				+19単位	+26単位	
	(7)定員51人以上60人以下	(500単位)			+23単位	+24単位				+16単位	+24単位	
	(8)定員61人以上70人以下	(483単位)			+20単位	+22単位				+14単位	+22単位	
	(9)定員71人以上80人以下	(466単位)			+17単位	+19単位				+12単位	+19単位	
	(10)定員81人以上90人以下	(451単位)			+15単位	+16単位				+10単位	+16単位	
	(11)定員91人以上100人以下	(433単位)			+13単位	+13単位				+9単位	+13単位	
	(12)定員101人以上110人以下	(431単位)			+12単位	+12単位				+8単位	+12単位	
	(13)定員111人以上120人以下	(431単位)			+11単位	+11単位				+8単位	+11単位	
	(14)定員121人以上130人以下	(429単位)			+10単位	+10単位				+8単位	+10単位	
	(15)定員131人以上140人以下	(427単位)			+9単位	+9単位				+7単位	+9単位	
	(16)定員141人以上150人以下	(425単位)			+8単位	+8単位				+7単位	+8単位	
	(17)定員151人以上160人以下	(421単位)			+8単位	+8単位				+6単位	+8単位	
	(18)定員161人以上170人以下	(418単位)			+8単位	+8単位				+6単位	+8単位	
	(19)定員171人以上180人以下	(415単位)			+8単位	+8単位				+6単位	+7単位	
(20)定員181人以上190人以下	(412単位)			+7単位	+8単位				+5単位	+7単位		
(21)定員191人以上	(409単位)			+7単位	+8単位				+5単位	+6単位		
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	(691単位)			+46単位	+46単位				+24単位		
	(2)定員31人以上40人以下	(637単位)			+35単位	+37単位				+24単位		
	(3)定員41人以上50人以下	(611単位)			+27単位	+27単位				+19単位		
	(4)定員51人以上60人以下	(588単位)			+23単位	+24単位				+16単位		
	(5)定員61人以上70人以下	(562単位)			+20単位	+22単位				+14単位		
	(6)定員71人以上	(537単位)			+17単位	+19単位				+12単位		
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (941単位) (二)当該施設が単独施設 (638単位)			+139単位	+278単位				+96単位	+133単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (573単位)			+139単位	+139単位				+96単位	+133単位	
		(二)当該施設が単独施設 (638単位)										
		(三)当該施設が単独施設 (573単位)										
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (573単位) (二)当該施設が主たる施設 (1356単位) (三)当該施設が単独施設 (638単位)			+139単位	+139単位				+96単位	+133単位	
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (476単位)				+70単位	+92単位				+48単位	+66単位
		(二)当該施設が主たる施設 (999単位)										
		(三)当該施設が単独施設 (638単位)										
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (436単位)				+70単位	+69単位				+48単位	+66単位
		(二)当該施設が主たる施設 (826単位)										
		(三)当該施設が単独施設 (638単位)										
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (407単位)				+46単位	+55単位				+32単位	+44単位
		(二)当該施設が主たる施設 (757単位)										
		(三)当該施設が単独施設 (638単位)										
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (380単位)				+46単位	+46単位				+32単位	+44単位
(二)当該施設が主たる施設 (638単位)												
(三)当該施設が単独施設 (638単位)												
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (568単位)				+35単位	+37単位				+24単位	+36単位	
	(二)当該施設が単独施設 (568単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (525単位)											
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (525単位)				+27単位	+27単位				+19単位	+26単位	
	(二)当該施設が単独施設 (465単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (465単位)											
(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (452単位)				+23単位	+24単位				+16単位	+24単位	
	(二)当該施設が単独施設 (452単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (438単位)											
(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (438単位)				+20単位	+22単位				+14単位	+22単位	
	(二)当該施設が単独施設 (438単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (423単位)											
(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (423単位)				+17単位	+19単位				+12単位	+19単位	
	(二)当該施設が単独施設 (423単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (409単位)											
(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (409単位)				+15単位	+16単位				+10単位	+16単位	
	(二)当該施設が単独施設 (394単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (394単位)											
(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (394単位)				+13単位	+13単位				+9単位	+13単位	
	(二)当該施設が単独施設 (841単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (635単位)											
(15)定員91人以上	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (591単位)				+139単位	+139単位				+96単位	+133単位	
	(二)当該施設が単独施設 (635単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (591単位)											
(16)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (477単位)				+70単位	+92単位				+48単位	+66単位	
	(二)当該施設が主たる施設 (992単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (635単位)											
(17)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (439単位)				+70単位	+69単位				+48単位	+66単位	
	(二)当該施設が主たる施設 (826単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (635単位)											
(18)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (404単位)				+46単位	+55単位				+32単位	+44単位	
	(二)当該施設が主たる施設 (713単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (635単位)											
(19)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (383単位)				+46単位	+46単位				+32単位	+44単位	
	(二)当該施設が主たる施設 (635単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (635単位)											
(20)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (565単位)				+35単位	+37単位				+24単位	+36単位	
	(二)当該施設が単独施設 (565単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (523単位)											
(21)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (523単位)				+27単位	+27単位				+19単位	+26単位	
	(二)当該施設が単独施設 (462単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (462単位)											
(22)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (449単位)				+23単位	+24単位				+16単位	+24単位	
	(二)当該施設が単独施設 (449単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (436単位)											
(23)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (436単位)				+20単位	+22単位				+14単位	+22単位	
	(二)当該施設が単独施設 (436単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (421単位)											
(24)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (421単位)				+17単位	+19単位				+12単位	+19単位	
	(二)当該施設が単独施設 (421単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (407単位)											
(25)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (407単位)				+15単位	+16単位				+10単位	+16単位	
	(二)当該施設が単独施設 (407単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (393単位)											
(26)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (393単位)				+13単位	+13単位				+9単位	+13単位	
	(二)当該施設が単独施設 (841単位)											
	(三)当該施設が単独施設 (635単位)											

不 該 体 不 自 由 児 の 場 合	(1)定員50人以下	(672単位)				ト 重 度 障 害 児 支 援 加 算 (Ⅱ) 1日につき +186単位		+27単位		+19単位
	(2)定員51人以上60人以下	(664単位)						+23単位		+16単位
	(3)定員61人以上70人以下	(652単位)						+20単位		+14単位
	(4)定員71人以上	(640単位)						+17単位		+12単位

入 院 ・ 外 泊 時 加 算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	(301単位)	× 965/1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下	(271単位)		
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員81人以上	(237単位)		
		(2)定員81人以上90人以下	(180単位)		
		(3)定員91人以上	(141単位)		

自 活 訓 練 加 算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき317単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき421単位を加算)

入 院 時 特 別 支 援 加 算 ( 月 1 回 を 限 度 )	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき527単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,055単位を加算)

福 祉 専 門 職 員 配 置 等 加 算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき9単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地 域 移 行 加 算	(入所中1回、退所後1回を限度として、470単位を加算)
-------------	------------------------------

栄 養 士 配 置 加 算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき21単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき17単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき14単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき12単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき11単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき10単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき9単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき8単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき14単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき11単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき3単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)

栄 養 マ ネ ジ ム ン ト 加 算	(1日につき11単位を加算)
---------------------	----------------

小 規 模 グ ル ープ ケ ア 加 算	(1日につき226単位を加算)
----------------------	-----------------

福 祉 ・ 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×62/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×45/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×25/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福 祉 ・ 介 護 職 員 処 遇 改 善 特 別 加 算	(1月につき 所定単位数×8/1000)
-------------------------------	----------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (892単位)
		(二) 区分5 (758単位)
		(三) 区分4 (626単位)
		(四) 区分3 (563単位)
		(五) 区分1・2 (492単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (582単位)
		(二) 区分5 (510単位)
		(三) 区分4 (307単位)
		(四) 区分3 (232単位)
		(五) 区分1・2 (166単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (758単位)
		(二) 区分2 (595単位)
(三) 区分1 (492単位)		
(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (510単位)	
	(二) 区分2 (269単位)	
	(三) 区分1 (166単位)	
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2,609単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,407単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,404単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,489単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,277単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,304単位)	
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (1,738単位)	
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (1,606単位)	
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (936単位)	
ニ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (758単位)	
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (232単位)	

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合
×70/100	×70/100

短期利用加算	(1日につき 30単位を加算)
--------	-----------------

重度障害者支援加算	(1日につき 50単位を加算)
-----------	-----------------

単独型加算	(1日につき 320単位を加算)
-------	------------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 600単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 300単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

食事提供体制加算	(1日につき 48単位を加算)
----------	-----------------

特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき 388単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)

緊急短期入所体制確保加算	(1日につき 40単位を加算)
--------------	-----------------

緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき 120単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき 180単位を加算)

送迎加算	(片道につき 186単位を加算)
------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×69/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×50/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×28/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×28/1000)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×28/1000)

注 一定の条件を満たす場合	+10単位
---------------	-------

注 一定の条件を満たす場合	+100単位
---------------	--------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可
注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×170/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×124/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×69/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×80/1000)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/1000)
注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×57/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×41/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/1000)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/1000)
注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×74/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×54/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×30/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/1000)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/1000)
注6 単独型事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×42/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×31/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×17/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/1000)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/1000)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×9/1000)
-----------------	---------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可
注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×23/1000)
注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×8/1000)
注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×10/1000)
注6 単独型事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×6/1000)

# ○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分
------

<input type="checkbox"/> 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
<input type="checkbox"/> 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分		注	注	注	注	注
イ(1)居宅介護、 重度訪問介護、同 行援護、行動援護、 生活介護、自立訓 練、就労移行支援、 就労継続支援(1日 につき12時間を超 えない範囲)	4時間につき  ( 802単位 )	2人の居宅介護 従業者による場 合	夜間もしくは早朝 の場合 又は深夜の場合	特別地域加算	喀痰吸引等支 援体制加算 <small>※居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、同行援護の み対象</small>	低所得の利用者 に対し支援を行っ た場合 ※
イ(2)居宅介護、 重度訪問介護、同 行援護、行動援護、 生活介護、自立訓 練、就労移行支援、 就労継続支援(1日 につき12時間を超 える範囲)	4時間につき  ( 781単位 )	× 200 / 100	夜間もしくは 早朝の場合 +25 / 100  深夜の場合 +50 / 100	+15 / 100	1人1日当たり 100単位 を加算	
ロ 短期入所	1日につき  ( 892単位 )					
ハ 共同生活援助 (介護サービス包括 型に限る)	1日につき  ( 961単位 )					※ 食事提供体制加算相当

福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×18/1000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算  (1月につき +所定単位×3/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可
---	---

○施設入所支援サービス費

基本部分		注	注								
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合				
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (453単位) (2) 区分5 (382単位) (3) 区分4 (308単位) (4) 区分3 (232単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (168単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	×95/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算				
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (356単位) (2) 区分5 (297単位) (3) 区分4 (235単位) (4) 区分3 (185単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (146単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算				
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (295単位) (2) 区分5 (247単位) (3) 区分4 (198単位) (4) 区分3 (162単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (132単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算				
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (269単位) (2) 区分5 (223単位) (3) 区分4 (178単位) (4) 区分3 (146単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (125単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算				
ホ 経過的施設入所支援サービス費	(別表のとおり)										
夜勤職員配置体制加算	(1)定員21人以上40人以下 (1日につき49単位を加算) (2)定員41人以上60人以下 (1日につき41単位を加算) (3)定員61人以上 (1日につき36単位を加算)					×965/1000					
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算) (二) 夜間支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)									注 一定の条件を満たす場合 +22単位 注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位	
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)										
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)										
入所特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)										
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)					×965/1000				8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
入院時支援特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)										
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)										
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)										
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)										
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)										
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき5単位を加算)										
療養食加算	(1日につき23単位を加算)										
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度障害児加算	強度行動障害児特別加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護師を配置している場合(1日につき)			
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (237単位)			+47単位	+16単位						+33単位	+45単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (201単位) (二)当該施設が主たる施設 (464単位) (三)当該施設が単独施設 (237単位)			+47単位	+47単位						+33単位	+45単位	
	③定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (174単位)				+24単位	+23単位						+16単位	+22単位
		(二)当該施設が主たる施設 (305単位)				+16単位	+16単位						+11単位	+15単位
		(三)当該施設が単独施設 (237単位)				+12単位	+12単位						+8単位	+12単位
	(4)定員21人以上30人以下	(233単位)			+9単位	+9単位						+5単位	+8単位	
	(5)定員31人以上40人以下	(196単位)			+8単位	+8単位						+5単位	+7単位	
	(6)定員41人以上50人以下	(176単位)			+7単位	+7単位						+4単位	+6単位	
	(7)定員51人以上60人以下	(170単位)			+6単位	+6単位						+4単位	+5単位	
	(8)定員61人以上70人以下	(164単位)			+5単位	+5単位						+3単位	+4単位	
	(9)定員71人以上80人以下	(159単位)			+4単位	+4単位						+3単位	+4単位	
	(10)定員81人以上90人以下	(154単位)			+4単位	+4単位						+3単位	+4単位	
	(11)定員91人以上100人以下	(148単位)			+4単位	+4単位						+3単位	+4単位	
	(12)定員101人以上110人以下	(147単位)			+4単位	+4単位						+3単位	+4単位	
	(13)定員111人以上120人以下	(147単位)			+4単位	+4単位						+3単位	+4単位	
	(14)定員121人以上130人以下	(146単位)			+4単位	+4単位						+3単位	+4単位	
	(15)定員131人以上140人以下	(145単位)			+3単位	+3単位						+2単位	+3単位	
	(16)定員141人以上150人以下	(145単位)			+3単位	+3単位						+2単位	+3単位	
	(17)定員151人以上160人以下	(143単位)			+3単位	+3単位						+2単位	+3単位	
	(18)定員161人以上170人以下	(142単位)			+3単位	+3単位						+2単位	+3単位	
	(19)定員171人以上180人以下	(141単位)			+3単位	+3単位						+2単位	+3単位	
(20)定員181人以上190人以下	(140単位)			+2単位	+3単位						+2単位	+2単位		
(21)定員191人以上	(139単位)			+2単位	+3単位						+2単位	+2単位		
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	(235単位)			+16単位	+16単位						+8単位		
	(2)定員31人以上40人以下	(217単位)			+12単位	+12単位						+8単位		
	(3)定員41人以上50人以下	(208単位)			+9単位	+9単位						+6単位		
	(4)定員51人以上60人以下	(200単位)			+8単位	+8単位						+5単位		
	(5)定員61人以上70人以下	(191単位)			+7単位	+7単位						+5単位		
	(6)定員71人以上	(183単位)			+6単位	+6単位						+4単位		
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (286単位) (二)当該施設が単独施設 (217単位)			+47単位	+95単位						+33単位	+45単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (195単位) (二)当該施設が単独施設 (217単位)			+47単位	+47単位						+33単位	+45単位	
	③定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (195単位)				+47単位	+47単位						+33単位	+45単位
		(二)当該施設が主たる施設 (462単位)				+47単位	+16単位						+16単位	+22単位
		(三)当該施設が単独施設 (217単位)				+24単位	+31単位						+16単位	+22単位
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (162単位) (二)当該施設が主たる施設 (340単位) (三)当該施設が単独施設 (217単位)				+24単位	+23単位					+16単位	+22単位	
	⑤定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (148単位)				+24単位	+19単位						+11単位	+15単位
		(二)当該施設が主たる施設 (282単位)				+16単位	+16単位						+11単位	+15単位
		(三)当該施設が単独施設 (217単位)				+16単位	+16単位						+11単位	+15単位
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (139単位) (二)当該施設が主たる施設 (258単位) (三)当該施設が単独施設 (217単位)				+16単位	+16単位					+8単位	+12単位	
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (129単位) (二)当該施設が主たる施設 (217単位) (三)当該施設が単独施設 (217単位)				+12単位	+12単位					+8単位	+12単位	
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (193単位) (二)当該施設が単独施設 (193単位)				+12単位	+12単位					+8単位	+12単位	
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (179単位) (二)当該施設が単独施設 (179単位)				+9単位	+9単位					+8単位	+12単位	
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (158単位) (二)当該施設が単独施設 (158単位)				+8単位	+8単位					+8単位	+9単位	
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (154単位) (二)当該施設が単独施設 (154単位)				+7単位	+7単位					+8単位	+9単位	
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (149単位) (二)当該施設が単独施設 (149単位)				+6単位	+6単位					+8単位	+9単位	
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (144単位) (二)当該施設が単独施設 (144単位)				+5単位	+5単位					+8単位	+9単位	
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (139単位) (二)当該施設が単独施設 (139単位)				+4単位	+4単位					+8単位	+9単位	
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (134単位) (二)当該施設が単独施設 (134単位)				+4単位	+4単位					+8単位	+9単位	
	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (286単位) (二)当該施設が単独施設 (216単位)			+47単位	+95単位						+33単位	+45単位
		(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (201単位) (二)当該施設が単独施設 (216単位)			+47単位	+47単位						+33単位	+45単位
③定員10人		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (201単位)				+47単位	+47単位						+33単位	+45単位
		(二)当該施設が主たる施設 (459単位)				+24単位	+31単位						+16単位	+22単位
		(三)当該施設が単独施設 (216単位)				+24単位	+23単位						+16単位	+22単位
(4)定員11人以上15人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (162単位) (二)当該施設が主たる施設 (338単位) (三)当該施設が単独施設 (216単位)				+24単位	+19単位					+11単位	+15単位	
⑤定員16人以上20人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (149単位)				+16単位	+16単位						+11単位	+15単位
		(二)当該施設が主たる施設 (281単位)				+16単位	+16単位						+11単位	+15単位
		(三)当該施設が単独施設 (216単位)				+12単位	+12単位						+11単位	+15単位
(6)定員21人以上25人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (138単位) (二)当該施設が主たる施設 (243単位) (三)当該施設が単独施設 (216単位)				+12単位	+12単位					+8単位	+12単位	
(7)定員26人以上30人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (130単位) (二)当該施設が主たる施設 (216単位) (三)当該施設が単独施設 (216単位)				+9単位	+9単位					+8単位	+12単位	
(8)定員31人以上35人以下		(一)当該施設が主たる施設 (192単位) (二)当該施設が単独施設 (192単位)				+8単位	+8単位					+8単位	+12単位	
(9)定員36人以上40人以下		(一)当該施設が主たる施設 (178単位) (二)当該施設が単独施設 (178単位)				+8単位	+8単位					+8単位	+12単位	
(10)定員41人以上50人以下		(一)当該施設が主たる施設 (157単位) (二)当該施設が単独施設 (157単位)				+8単位	+8単位					+8単位	+12単位	
(11)定員51人以上60人以下		(一)当該施設が主たる施設 (153単位) (二)当該施設が単独施設 (153単位)				+7単位	+7単位					+8単位	+12単位	
(12)定員61人以上70人以下		(一)当該施設が主たる施設 (148単位) (二)当該施設が単独施設 (148単位)				+6単位	+6単位					+8単位	+12単位	
(13)定員71人以上80人以下		(一)当該施設が主たる施設 (143単位) (二)当該施設が単独施設 (143単位)				+5単位	+5単位					+8単位	+12単位	
(14)定員81人以上90人以下		(一)当該施設が主たる施設 (139単位) (二)当該施設が単独施設 (139単位)				+5単位	+5単位					+8単位	+12単位	
(15)定員91人以上		(一)当該施設が主たる施設 (134単位) (二)当該施設が単独施設 (134単位)				+4単位	+4単位					+8単位	+12単位	

不 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	(229単位)							+9単位			+6単位
	(2)定員51人以上60人以下	(226単位)							+8単位			+5単位
	(3)定員61人以上70人以下	(222単位)							+7単位			+5単位
	(4)定員71人以上	(218単位)							+6単位			+4単位

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	(102単位)	× 965/1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記の単位数を算定
		(2)定員61人以上90人以下	(92単位)		
		(3)定員91人以上	(81単位)		
ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	(61単位)			
	(2)定員61人以上90人以下	(55単位)			
	(3)定員91人以上	(48単位)			

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき108単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき143単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき180単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき359単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき3単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき2単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき1単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、160単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき9単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき7単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき6単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき5単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき4単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき4単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき4単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき3単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき3単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき3単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき2単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき2単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき2単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき2単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき2単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき2単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき2単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき5単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき4単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき3単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき3単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき2単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき2単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき2単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき2単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき2単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき1単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき1単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき1単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき1単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき1単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき1単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき1単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき1単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき11単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき77単位を加算)
-------------	----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数 × 62 / 1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数 × 45 / 1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数 × 25 / 1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の80 / 100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80 / 100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位数 × 8 / 1000)
-----------------	--------------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○機能訓練サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (787単位) (2) 定員21人以上40人以下 (704単位) (3) 定員41人以上60人以下 (669単位) (4) 定員61人以上80人以下 (641単位) (5) 定員81人以上 (604単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (245単位) (2) 1時間以上 (564単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (724単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費	(787単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき16単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)					
リハビリテーション加算	(1日につき 20単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	(1日につき 30単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき+所定単位×8/1000)					

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合  
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

# ○生活訓練サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (751単位) (2) 定員21人以上40人以下 (670単位) (3) 定員41人以上60人以下 (637単位) (4) 定員61人以上80人以下 (612単位) (5) 定員81人以上 (575単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (245単位) (2) 1時間以上 (564単位)					
ホ 基準該当生活訓練サービス費	(751単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)					
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき 48単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)					
看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき 18単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)					

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

# ○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (163単位)	×70/100	×70/100	×95/100
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (163単位)			
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 4単位を加算)			
地域移行支援体制強化加算	(1日につき 55単位を加算)			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)			
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)			
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)			
日中支援加算	(1日につき 270単位を加算)			
通勤者生活支援加算	(1日につき 18単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)			
長期入院時支援特別加算	(1日につき 76単位を加算)			
長期帰宅時支援加算	(1日につき 25単位を加算)			
地域移行加算	(利用中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)			
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき 670単位を加算)			
食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき 48単位を加算)			
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ) (1) 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算) (2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき269単位を加算) (3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算) (4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算) (5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96単位を加算) (6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算) (7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算) (8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算) (9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算) (10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算) ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ) (1) 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算) (2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算) (3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56単位を加算) (4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算) (5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算) (6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算) (7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算) (8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算) (9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算) (10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算) ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) (1日につき10単位を加算)			
看護職員配置加算(Ⅱ)	(1日につき 13単位を加算)			
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○就労移行支援サービス費

基本部分		注		注		注	
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	就労移行又は定着実績がない場合
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(804単位) (711単位) (679単位) (634単位) (595単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき 15単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 6単位を加算)					
就労支援関係研修修了加算		(1日につき 11単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき)	30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 ロ 1時間以上	(1回につき 187単位を加算) (1回につき 280単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)					
就労定着支援体制加算	イ 6月以上12月未満の就労定着者 ロ 12月以上24月未満の就労定着者 ハ 24月以上36月未満の就労定着者	(1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 29単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 48単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 71単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 102単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 146単位を加算) (1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 25単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 41単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 61単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 88単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 125単位を加算) (1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 21単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 34単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 51単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 73単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 105単位を加算)					過去2年間の就労への移行実績が0の場合 ×85/100 過去3年間の定着者が0の場合 ×70/100 過去4年間の定着者が0の場合 ×50/100
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 500単位を加算) (1日につき 250単位を加算) (1日につき 500単位を加算) (1日につき 100単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき 180単位を加算) (1日につき 115単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算		(1日につき 30単位を加算)					
移行準備支援体制加算	イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ) ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき 41単位を加算) (1日につき 100単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき 27単位を加算) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算		(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×67/1000) (1月につき 所定単位×49/1000) (1月につき 所定単位×27/1000) (1月につき 所定単位×90/1000) (1月につき 所定単位×90/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/1000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×90/1000)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×9/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1000)

# ○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分		注	注				
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	就労移行又は定着実績がない場合
就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員20人以下 (524単位) (2)定員21人以上40人以下 (467単位) (3)定員41人以上60人以下 (437単位) (4)定員61人以上80人以下 (426単位) (5)定員81人以上 (412単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	過去2年間の一般就労への移行実績が0の場合 ×85/100 過去3年間の定着者が0の場合 ×70/100 過去4年間の定着者が0の場合 ×50/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)						
就労支援関係研修修了加算	(1日につき 11単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)						
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)						
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)						
就労定着支援体制加算	イ 6月以上12月未満の就労定着者 (1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 29単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 49単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 71単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 102単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 146単位を加算) ロ 12月以上24月未満の就労定着者 (1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 25単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 41単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 61単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 88単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 125単位を加算) ハ 24月以上36月未満の就労定着者 (1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 21単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 34単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 51単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 73単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 105単位を加算)						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)						
食事提供体制加算	(1日につき 30単位を加算)						
移行準備支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき 41単位を加算)						
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)						
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×67/1000)						
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×49/1000)						
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×27/1000)						
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)						
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×9/1000)						

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合  
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1000)

# ○就労継続支援A型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	短時間利用者が一定以上の割合の場合 ※1	1日の平均利用時間が一定時間以下の場合 ※2
イ 就労継続支援A型サービス費 (I)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上						1日の平均利用時間が1時間未満の場合 ×30/100 1日の平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 ×40/100 1日の平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 ×50/100 1日の平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 ×75/100 1日の平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 ×90/100
ロ 就労継続支援A型サービス費 (II)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 ×90/100 現員数の100分の80以上の場合 ×75/100	
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) ロ 福祉専門職員配置等加算(II) ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき 15単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)					
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上					
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (2)1時間以上	(1回につき 187単位を加算) (1回につき 280単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)					
就労移行支援体制加算		(1日につき 26単位を加算)					
施設外就労加算		(1日につき 100単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 500単位を加算) (1日につき 250単位を加算) (1日につき 500単位を加算) (1日につき 100単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算		(1日につき 30単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき 27単位を加算) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算		(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位×54/1000) (1月につき +所定単位×40/1000) (1月につき +所定単位×22/1000) (1月につき +ハの90/100) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×7/1000)					

※1 平成27年9月末まで  
※2 平成27年10月施行

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
注3 指定障害者支援施設において行った場合  
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)  
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)  
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)  
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可  
注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

# ○就労継続支援B型サービス費

基本部分		注 地方公共団 体が設置す る指定就労 継続支援B 型事業所等 の場合	注 利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は 職業指導員等 しくは生活支援 員又はサービス 管理責任者 の員数が基準 に満たない場 合	注 就労継続支 援B型計画 等が作成さ れていない場 合
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上			
(7.5:1)	(584単位) (519単位) (487単位) (478単位) (462単位)			
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	×965/1000	×70/100	×95/100
(10:1)	(532単位) (474単位) (440単位) (431単位) (416単位)			
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費	( - )			
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき 15単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 6単位を加算)		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)		
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上 (1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(1日につき 56単位を加算) (1日につき 50単位を加算) (1日につき 47単位を加算) (1日につき 46単位を加算) (1日につき 45単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (1日につき 25単位を加算) (1日につき 24単位を加算) (1日につき 23単位を加算) (1日につき 22単位を加算)	
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)		
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (2)1時間以上	(1回につき 187単位を加算) (1回につき 280単位を加算)		
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)		
就労移行支援体制加算		(1日につき 13単位を加算)		
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ) ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ) ハ 目標工賃達成加算(Ⅲ)	(1日につき 69単位を加算) (1日につき 59単位を加算) (1日につき 32単位を加算)		
目標工賃達成指導員配置加算	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(1日につき 89単位を加算) (1日につき 80単位を加算) (1日につき 75単位を加算) (1日につき 74単位を加算) (1日につき 72単位を加算)		
施設外就労加算		(1日につき 100単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 500単位を加算) (1日につき 250単位を加算) (1日につき 500単位を加算) (1日につき 100単位を加算)		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)		
食事提供体制加算		(1日につき 30単位を加算)		
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき 27単位を加算) (片道につき 13単位を加算)		
障害福祉サービスの体験利用支援加算		(1日につき 300単位を加算)		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×52/1000)		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×38/1000)		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×21/1000)		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +ハの90/100)		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +ハの80/100)		
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×7/1000)		

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
注3 指定障害者支援施設において行った場合  
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)  
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)  
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)  
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可  
注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

○共同生活援助サービス費

基本部分		注	注	注			
		大規模住居等減算	世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合			
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1) (1) 区分6 (668単位) (2) 区分5 (552単位) (3) 区分4 (471単位) (4) 区分3 (385単位) (5) 区分2 (295単位) (6) 区分1以下 (259単位)	入居定員が8人以上×95/100 入居定員が21人以上×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上×95/100	×70/100	×95/100			
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1) (1) 区分6 (617単位) (2) 区分5 (501単位) (3) 区分4 (420単位) (4) 区分3 (334単位) (5) 区分2 (244単位) (6) 区分1以下 (212単位)						
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1) (1) 区分6 (584単位) (2) 区分5 (467単位) (3) 区分4 (387単位) (4) 区分3 (301単位) (5) 区分2 (211単位) (6) 区分1以下 (182単位)						
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6 (699単位) (2) 区分5 (532単位) (3) 区分4 (502単位) (4) 区分3 (415単位) (5) 区分2 (326単位) (6) 区分1以下 (289単位)						
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置4:1の場合 (1) 区分6 (444単位) (2) 区分5 (398単位) (3) 区分4 (363単位) 世話人配置5:1の場合 (1) 区分6 (393単位) (2) 区分5 (347単位) (3) 区分4 (314単位) 世話人配置6:1の場合 (1) 区分6 (380単位) (2) 区分5 (313単位) (3) 区分4 (281単位)				外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合		
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1) (259単位)				入居定員が8人以上×90/100 入居定員が21人以上×87/100	×70/100	×95/100
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1) (212単位)						
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1) (182単位)						
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(10:1) (121単位)						
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) (体験利用)	(289単位)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)						
夜間支援等体制加算(Ⅰ)	イ 夜間支援対象利用者2人以下 (1日につき672単位を加算) (2)夜間支援対象利用者3人 (1日につき448単位を加算) (3)夜間支援対象利用者4人 (1日につき336単位を加算) (4)夜間支援対象利用者5人 (1日につき269単位を加算) (5)夜間支援対象利用者6人 (1日につき224単位を加算) (6)夜間支援対象利用者7人 (1日につき192単位を加算) (7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下 (1日につき149単位を加算) (8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下 (1日につき112単位を加算) (9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下 (1日につき90単位を加算) (10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下 (1日につき75単位を加算) (11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下 (1日につき54単位を加算)						
夜間支援等体制加算(Ⅱ)	ロ 夜間支援対象利用者2人以下 (1日につき112単位を加算) (1)夜間支援対象利用者3人 (1日につき90単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人 (1日につき75単位を加算) (3)夜間支援対象利用者5人 (1日につき64単位を加算) (4)夜間支援対象利用者6人以上10人以下 (1日につき50単位を加算) (5)夜間支援対象利用者11人以上13人以下 (1日につき37単位を加算) (6)夜間支援対象利用者14人以上16人以下 (1日につき30単位を加算) (7)夜間支援対象利用者17人以上20人以下 (1日につき25単位を加算) (8)夜間支援対象利用者21人以上30人以下 (1日につき18単位を加算)						
夜間支援等体制加算(Ⅲ)	ハ 夜間支援対象利用者21人以上30人以下 (1日につき10単位を加算)						
重度障害者支援加算	(1日につき360単位を加算)						
日中支援加算	イ 日中支援(Ⅰ) (1)日中支援対象利用者1人 (1日につき539単位を加算) (2)日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算) ロ 日中支援対象利用者1人 (Ⅰ)区分5、6 (1日につき339単位を加算) (Ⅱ)区分3以下 (1日につき270単位を加算) イ 区分4、5、6 (1日につき135単位を加算) ロ 区分3以下 (1日につき135単位を加算)						
自立生活支援加算	(入居中1回、退居後1回を限度として、500単位を加算)						
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1日につき561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1日につき1,122単位を加算)						
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)						
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算) ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)						
長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算) ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき300単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき39単位を加算)						
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)						
通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×74/1000) (2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×170/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×54/1000) (2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×124/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×30/1000) (2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×69/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×90/1000) (2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×80/1000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×80/1000) (2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×80/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×10/1000) (2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×23/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

# ○計画相談支援給付費

	注 居宅介護支援費 重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援費 重複減算Ⅱ	注 介護予防支援費 重複減算	注 特別地域加算
基本部分				
イ サービス利用支援費 (1月につき1,611単位)	-705単位	-1,007単位	-112単位	+15/100
ロ 継続サービス利用支援費 (1月につき1,310単位)	-705単位	-1,007単位	-112単位	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき+150単位)				
特定事業所加算 (1月につき+300単位)				

# ○障害児相談支援給付費

基本部分	
イ 障害児支援利用援助費	(1月につき1,611単位)
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1月につき1,310単位)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき+150単位)
初回加算	(1月につき+500単位)
特定事業所加算	(1月につき+300単位)

注
特別地域加算
+15/100

## ○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域移行支援サービス費 ( 1月につき2,323単位 )		+15/100
初回加算 ( 1月につき+500単位 )		
集中支援加算 ( 1月につき+500単位 )		
退院・退所月加算 ( 1月につき+2,700単位 )		
障害福祉サービスの体験利用加算 ( 1日につき+300単位 )		
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ) ( 1日につき+300単位 )	
	ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) ( 1日につき+700単位 )	

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域定着支援サービス費	<input type="checkbox"/> 体制確保費 ( 1月につき302単位 ) <input type="checkbox"/> 緊急時支援費 ( 1日につき705単位 )	+15/100

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を越える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理士在籍率(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度障害児加算	重度障害児加算	重度行動障害児特別支援加算	幼児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護士を配置している場合(1日につき)	
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (740単位)			+148単位	+49単位						+102単位	+141単位	
	(2)定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (628単位) (二) 当該施設が主たる施設 (1451単位) (三) 当該施設が単独施設 (740単位)			+148単位	+148単位						+102単位	+141単位	
	3)定員11人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (543単位)				+74単位	+73単位						+51単位	+70単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (954単位)					+49単位							
		(三) 当該施設が単独施設 (740単位)					+49単位							
	4)定員21人以上30人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (727単位)				+49単位	+49単位					+34単位	+47単位	
	5)定員31人以上40人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (611単位)				+37単位	+39単位					+26単位	+38単位	
	6)定員41人以上50人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (550単位)				+29単位	+29単位					+20単位	+28単位	
	7)定員51人以上60人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (532単位)				+24単位	+26単位					+17単位	+25単位	
	8)定員61人以上70人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (514単位)				+21単位	+23単位					+15単位	+23単位	
	9)定員71人以上80人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (496単位)				+18単位	+20単位					+13単位	+20単位	
	10)定員81人以上90人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (480単位)				+16単位	+17単位					+11単位	+17単位	
	11)定員91人以上100人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (461単位)				+14単位	+14単位					+10単位	+14単位	
	12)定員101人以上110人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (459単位)				+13単位	+13単位					+9単位	+13単位	
	13)定員111人以上120人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (458単位)				+12単位	+12単位					+9単位	+12単位	
	14)定員121人以上130人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (456単位)				+11単位	+11単位					+8単位	+11単位	
	15)定員131人以上140人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (454単位)				+10単位	+10単位					+7単位	+10単位	
	16)定員141人以上150人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (452単位)				+9単位	+9単位					+7単位	+9単位	
	17)定員151人以上160人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (449単位)				+9単位	+9単位					+6単位	+9単位	
	18)定員161人以上170人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (445単位)				+8単位	+8単位					+6単位	+8単位	
	19)定員171人以上180人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (441単位)				+8単位	+8単位					+6単位	+7単位	
20)定員181人以上190人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (439単位)				+7単位	+8単位					+5単位	+7単位		
21)定員191人以上	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (435単位)				+7単位	+8単位					+5単位	+8単位		
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	(735単位)			+49単位	+49単位						+26単位		
	(2)定員31人以上40人以下	(678単位)				+37単位	+39単位					+26単位		
	(3)定員41人以上50人以下	(650単位)				+29単位	+29単位					+20単位		
	(4)定員51人以上60人以下	(625単位)				+24単位	+26単位					+17単位		
	(5)定員61人以上70人以下	(598単位)				+21単位	+23単位					+15単位		
(6)定員71人以上	(571単位)				+18単位	+20単位					+13単位			
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (895単位) (二) 当該施設が単独施設 (679単位)			+148単位	+296単位						+102単位	+141単位	
	2)定員6人以上9人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (610単位)				+148単位	+148単位					+102単位	+141単位	
		(二) 当該施設が単独施設 (679単位)					+49単位							
		(三) 当該施設が単独施設 (1443単位)					+148単位	+148単位					+102単位	+141単位
	3)定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (610単位)					+148単位	+148単位					+102単位	+141単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (1443単位)					+148単位	+148単位						
		(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+49単位							
	4)定員11人以上15人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (506単位)				+74単位	+98単位						+51単位	+70単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (1063単位)					+49単位							
		(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+74単位	+73単位					+51単位	+70単位
	5)定員16人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (464単位)					+49単位							
		(二) 当該施設が主たる施設 (881単位)					+49単位	+49単位					+34単位	+47単位
		(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+49単位	+49単位					+34単位	+47単位
	6)定員21人以上25人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (433単位)				+49単位	+59単位						+26単位	+38単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (805単位)					+49単位	+49単位					+26単位	+38単位
(三) 当該施設が単独施設 (679単位)						+49単位	+49単位					+26単位	+38単位	
7)定員26人以上30人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (404単位)				+49単位	+49単位						+26単位	+38単位	
	(二) 当該施設が主たる施設 (679単位)					+37単位	+39単位					+26単位	+38単位	
	(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+37単位	+39単位					+26単位	+38単位	
8)定員31人以上35人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (404単位)					+37単位	+39単位					+26単位	+38単位	
	(二) 当該施設が主たる施設 (904単位)					+29単位	+29単位					+20単位	+28単位	
	(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+24単位	+26単位					+17単位	+25単位	
9)定員36人以上40人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (481単位)					+21単位	+23単位					+15単位	+23単位	
	(二) 当該施設が主たる施設 (466単位)					+18単位	+20単位					+13単位	+20単位	
	(三) 当該施設が単独施設 (450単位)					+16単位	+17単位					+11単位	+17単位	
10)定員41人以上50人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (450単位)					+14単位	+14単位					+10単位	+14単位	
	(二) 当該施設が主たる施設 (419単位)					+14単位	+14単位					+10単位	+14単位	
	(三) 当該施設が単独施設 (419単位)					+14単位	+14単位					+10単位	+14単位	
ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (895単位) (二) 当該施設が単独施設 (679単位)			+148単位	+296単位						+102単位	+141単位	
	2)定員6人以上9人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (629単位)				+148単位	+148単位					+102単位	+141単位	
		(二) 当該施設が単独施設 (679単位)					+49単位							
		(三) 当該施設が単独施設 (1443単位)					+148単位	+148単位					+102単位	+141単位
	3)定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (629単位)					+148単位	+148単位					+102単位	+141単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (1443単位)					+148単位	+148単位						
		(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+49単位							
	4)定員11人以上15人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (507単位)				+74単位	+98単位						+51単位	+70単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (1055単位)					+49単位							
		(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+74単位	+73単位					+51単位	+70単位
	5)定員16人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (467単位)					+49単位							
		(二) 当該施設が主たる施設 (879単位)					+49単位	+49単位					+34単位	+47単位
		(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+49単位	+49単位					+34単位	+47単位
	6)定員21人以上25人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (430単位)				+49単位	+59単位						+26単位	+38単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (759単位)					+49単位	+49単位					+26単位	+38単位
(三) 当該施設が単独施設 (679単位)						+49単位	+49単位					+26単位	+38単位	
7)定員26人以上30人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (407単位)				+49単位	+49単位						+26単位	+38単位	
	(二) 当該施設が主たる施設 (679単位)					+37単位	+39単位					+26単位	+38単位	
	(三) 当該施設が単独施設 (679単位)					+37単位	+39単位					+26単位	+38単位	
8)定員31人以上35人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (601単位)					+29単位	+29単位					+20単位	+28単位	
	(二) 当該施設が主たる施設 (556単位)					+24単位	+26単位					+17単位	+25単位	
	(三) 当該施設が単独施設 (478単位)					+21単位	+23単位					+15単位	+23単位	
9)定員36人以上40人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (492単位)					+18単位	+20単位					+13単位	+20単位	
	(二) 当該施設が主たる施設 (448単位)					+16単位	+17単位					+11単位	+17単位	
	(三) 当該施設が単独施設 (433単位)					+16単位	+17単位					+11単位	+17単位	
10)定員41人以上50人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (433単位)					+14単位	+14単位					+10単位	+14単位	
	(二) 当該施設が主たる施設 (418単位)					+14単位	+14単位					+10単位	+14単位	
	(三) 当該施設が単独施設 (418単位)					+14単位	+14単位					+10単位	+14単位	

ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	(715単位)			+29単位		+20単位
	(2)定員51人以上60人以下	(706単位)			+24単位	ト 重度障害児 支援加算(Ⅵ) 1日につき +198単位	+17単位
	(3)定員61人以上70人以下	(694単位)			+21単位		+15単位
	(4)定員71人以上	(681単位)			+18単位		+13単位

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	(320単位)	×965/1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下	(288単位)		
		(3)定員91人以上	(252単位)		
ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	(191単位)			
	(2)定員61人以上90人以下	(172単位)			
	(3)定員91人以上	(150単位)			

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき448単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,122単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき27単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき22単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき18単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき15単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき13単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき12単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき11単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき10単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき9単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき15単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき12単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき3単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき240単位を加算)
-------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×62/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×45/1000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×25/1000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの80/1000)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/1000)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可
-----------------	----------------------	---

# ○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
		地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	乳幼児加算	心理担当職員配置加算			
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合 (323単位)					+24単位	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位			
	(2) 肢体不自由児の場合 (148単位)					+24単位				ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+70単位	
	(3) 重症心身障害児の場合 (880単位)					+24単位						
ロ 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の90日まで (355単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	+24単位	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位			
		(二)91日目以降180日まで (323単位)								+24単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+70単位
		(三)181日目以降 (291単位)										
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の90日まで (163単位)	+24単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+70単位							
		(二)91日目以降180日まで (148単位)										
		(三)181日目以降 (133単位)										
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の90日まで (968単位)	+24単位									
		(二)91日目以降180日まで (880単位)										
		(三)181日目以降 (792単位)										
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合 (124単位)					ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位				
	(2) 重症心身障害児の場合 (880単位)											
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の90日まで (136単位)					ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位			
		(二)91日目以降180日まで (124単位)										
		(三)181日目以降 (112単位)										
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の90日まで (968単位)										
		(二)91日目以降180日まで (880単位)										
		(三)181日目以降 (792単位)										
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として1日につき337単位を加算)											
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として1日につき448単位を加算)											
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)											
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)											
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)											

地域移行加算  
(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)

小規模グループケア加算  
(1日につき240単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×35/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×25/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×14/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき Ⅰの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき Ⅰの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算  
(1月につき 所定単位×5/1000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			地方公共団体が設置する場合	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	指導員又は保育士の員数が基準を満たさない場合又は(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者兼任加算(1日につき)	人工内耳装用児支援加算(1日あたり)	指導員加配加算	
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下 (976単位)	× 965/1000						-277単位		+68単位		
		(2) 定員31人以上40人以下 (917単位)									+51単位		
		(3) 定員41人以上50人以下 (858単位)									+41単位		
		(4) 定員51人以上60人以下 (800単位)									+34単位		
		(5) 定員61人以上70人以下 (779単位)									+29単位		
		(6) 定員71人以上80人以下 (759単位)									+25単位		
		(7) 定員81人以上 (737単位)									+22単位		
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下 (1220単位)									+102単位		+603単位
		(2) 定員21人以上30人以下 (1073単位)									+68単位		+531単位
		(3) 定員31人以上40人以下 (987単位)									+51単位		+488単位
ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下 (1152単位)	+41単位	+445単位										
	(2) 定員16人以上20人以下 (874単位)	+102単位											
	(3) 定員21人以上 (798単位)	+68単位											
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下 (620単位)	+12単位									イ 児童指導員等の場合 +195単位	
		(2) 定員11人以上20人以下 (453単位)	+8単位		× 70/100			4時間未満 ×70/100		+205単位		ロ 指導員の場合 +183単位	
		(3) 定員21人以上 (364単位)	+6単位		× 70/100		× 95/100	4時間以上6時間未満 ×85/100		+102単位		イ 児童指導員等の場合 +130単位	
	ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人 (1608単位)								+410単位		ロ 指導員の場合 +122単位	
		(2) 定員6人 (1347単位)								+342単位		イ 児童指導員等の場合 +78単位	
		(3) 定員7人 (1160単位)								+293単位		ロ 指導員の場合 +73単位	
		(4) 定員8人 (1020単位)								+256単位			
		(5) 定員9人 (911単位)								+228単位			
		(6) 定員10人 (824単位)								+205単位			
		(7) 定員11人以上 (699単位)								+102単位			
	児童発達支援(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)											
		ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)											
	事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき 35単位を加算)										
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)												
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)												
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算)												
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 40単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)											
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)												
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)												
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)												
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 37単位を加算)											
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)											
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)											
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)											
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)											
		(6)定員81人以上 (1日につき 16単位を加算)											
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)											
特別支援加算		(1日につき 25単位を加算)											
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)												
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)												
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算)												
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)												
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき 54単位を加算)												
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき 37単位を加算)												

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身障害児を除く) の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×76/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×56/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×31/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき Ⅰハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき Ⅰハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×10/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可

# ○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (333単位) ロ 重症心身障害児の場合 (445単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+51単位 +51単位
指定発達支援医療機関で行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (333単位) ロ 重症心身障害児の場合 (445単位)					
家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき 35単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 40単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)				
特別支援加算		(1日につき 25単位を加算)				
送迎加算(重症心身障害児に限る)		(片道につき 37単位を加算)				
保育職員加配加算		(1日につき 50単位を加算)				
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき 61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき 92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき 123単位を加算) ロ 重症心身障害児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき 128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき 192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき 256単位を加算)					
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき 200単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき 200単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×146/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×106/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×59/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/1000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可				
福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可				
		(1月につき +所定単位×20/1000)				

# ○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注						
		有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者の員数が基準に満たない場合(1日につき) 又は	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	指導員加配加算(1日につき)
イ(1)障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(一)定員10人以下 (473単位)	+9単位					+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位
	(二)定員11人以上20人以下 (355単位)	+6単位					+102単位	イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の場合 +122単位
	(三)定員21人以上 (276単位)	+4単位					+68単位	イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の場合 +73単位
イ(2)障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(一)定員10人以下 (611単位)	+12単位		×70/100			+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位
	(二)定員11人以上20人以下 (447単位)	+8単位				4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+102単位	イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の場合 +122単位
	(三)定員21人以上 (359単位)	+6単位					+68単位	イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の場合 +73単位
ロ(1)障害児(重症心身障害児)に授業終了後に行う場合	(一)定員5人 (1329単位)		×70/100				+410単位	
	(二)定員6人 (1112単位)						+342単位	
	(三)定員7人 (958単位)						+293単位	
	(四)定員8人 (842単位)						+256単位	
	(五)定員9人 (751単位)						+228単位	
	(六)定員10人 (679単位)						+205単位	
	(七)定員11人以上 (577単位)						+102単位	
ロ(2)重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人 (1608単位)						+410単位	
	(二)定員6人 (1347単位)						+342単位	
	(三)定員7人 (1160単位)						+293単位	
	(四)定員8人 (1020単位)						+256単位	
	(五)定員9人 (911単位)						+228単位	
	(六)定員10人 (824単位)						+205単位	
	(七)定員11人以上 (699単位)						+102単位	

家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度)	(1回につき 35単位を加算)
--------------------	-----------------

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

特別支援加算		
(1日につき 25単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(片道につき 54単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき 37単位を加算)

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×81/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×59/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×33/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき Ⅰハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき Ⅰハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×11/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可

# ○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注 専門職員が支援を行う場合	注 通所支援計画が作成されない場合	注 一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	注 児童発達支援管理責任者専任加算 (1日につき)	注 特別地域加算
保育所等訪問支援給付費	(916単位)	+375単位	×95/100	×93/100	+68単位	+15/100
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×79/1000)				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×58/1000)				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×32/1000)				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)				
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 十所定単位×11/1000)				
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可				
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可				

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	
各サービス共通					地域区分 1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 20. その他		
					特定事業所 福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
居宅介護					キャリアパス区分 (※3) 1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
重度訪問介護					特定事業所 福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
同行探護					キャリアパス区分 (※3) 1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
					特定事業所 福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
行動探護					キャリアパス区分 (※3) 1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
					特定事業所 福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	



介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	施設区分	その他該当する体制等	適用開始日
					施設区分 定員超過 職員欠如 重度障害者支援加算(強度行動障害) 単独型加算 栄養士配置 食事提供体制 緊急短期入所体制 送迎体制 福祉・介護職員処遇改善加算対象 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. 福祉型 2. 医療型 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり	
短期入所					キャリアアパス区分(※3)	1. Ⅲ(キャリアアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. Ⅳ(キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. Ⅳ(キャリアアパス要件を満たさない) 4. Ⅳ(職場環境等要件を満たさない) 5. Ⅱ(キャリアアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ(キャリアアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
重度障害者等包括支援					主たる事業所サービスクラス1(※6) 主たる事業所施設区分(※7) 福祉・介護職員処遇改善加算対象 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	サービスクラスコード( ) 1. 介護サービス包括型 2. 外部サービスクラス利用型 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり	
重度障害者等包括支援					キャリアアパス区分(※3)	1. Ⅲ(キャリアアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. Ⅳ(キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. Ⅳ(キャリアアパス要件を満たさない) 4. Ⅳ(職場環境等要件を満たさない) 5. Ⅱ(キャリアアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ(キャリアアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
施設入所支援	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上				定員超過 職員欠如 栄養士配置減算対象 夜勤職員配置体制 重度障害者支援Ⅰ体制 重度障害者支援Ⅱ体制(重度) 重度障害者支援Ⅱ体制 視覚・聴覚等支援体制 夜間看護体制 地域生活移行個別支援 福祉・介護職員処遇改善加算対象 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり 1. なし 2. あり	
					キャリアアパス区分(※3)	1. Ⅲ(キャリアアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. Ⅳ(キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. Ⅳ(キャリアアパス要件を満たさない) 4. Ⅳ(職場環境等要件を満たさない) 5. Ⅱ(キャリアアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ(キャリアアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	施設区分	その他該当する体制等	適用開始日
自立訓練		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練 (宿泊型)	
					訪問訓練	1. なし 2. あり	
					視覚障害機能訓練専門職員配置	1. なし 2. あり	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり	
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	
					短期滞在	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					看護職員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアパス要件 及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					主たる事業所サービス種類 1 (※6)	サービス種類コード ( )	

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
訓練等給付 就労移行支援					施設区分 1. 一般型 2. 資格取得型 1. なし 2. あり	
					定員超過 1. なし 2. あり	
					職員欠如 1. なし 2. あり	
					標準期間超過 1. なし 2. あり	
					就労移行・定着実績区分 1. なし 2. 過去3年間の定着者が0 3. 過去4年間の定着者が0 4. 過去2年間で一般就労への移行実績が0	
					福祉専門職員配置等 1. なし 3. II 4. III 5. I	
					就労支援関係研修修了 1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制 1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制 (6月以上12月未満) 1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			就労移行支援体制 (12月以上24月未満) 1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					就労移行支援体制 (24月以上36月未満) 1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					精神障害者退院支援施設 1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					食事提供体制 1. なし 2. あり	
					移行準備支援体制 (I) 1. なし 2. あり	
					送迎体制 1. なし 3. I 4. II	
				福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり		
				福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり		
			キャリアパス区分 (※3)	キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
			主たる事業所サービスクラス (※6)	サービスクラスコード ( )		

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	施設区分	その他該当する体制等	適用開始日
提供サービス		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	施設区分	1. A型 2. B型	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					目標工賃達成	1. なし 3. II型 4. III型 5. I型	
					目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
就労継続支援		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			食事提供体制	1. なし 2. あり	
					就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額(円) 3. 免除	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアアパス区分(※3)	1. Ⅲ (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					主たる事業所サービスクラス1(※6)	サービスクラスコード( )	

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	施設区分	その他該当する体制等	適用開始日
共同生活援助				1. III型(6:1) 2. IV型(10:1) 3. I型(4:1) 4. II型(5:1)	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)	
					大規模住居(※8)	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					夜間支援等体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援職員配置(※9)	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算(V)	1. なし 2. あり	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
相談相談支援					相談支援特定事業所	1. なし 2. あり	

注 網掛けは、変更・追加された項目です。

※1 「多機能型等定員区分」欄には、多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所において、一体的な管理による定員と当該サービス種類または単位における定員が異なる場合に設定する。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。

※4 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※5 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※6 「主たる事業所サービス種類」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定する。短期入所については指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助を含む)において行った場合は「33:共同生活援助」、指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合は「34:宿泊型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22:生活介護」を設定する。

※7 主たる事業所施設区分「欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、共同生活援助事業所にて短期入所を実施する場合、「1:介護サービス包括型」、または「2:外部サービス利用型」を設定する。

※8 「大規模住居」欄の「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」の場合に限る。

※9 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」の場合に設定する。



障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
放課後等デイサービス				1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害書	有資格者配置	1. なし 2. あり
					定員超過	1. なし 2. あり
					開所時間減算	1. なし 2. あり
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満
					職員欠如	1. なし 2. あり
					児童発達支援管理責任者専任体制	1. なし 2. あり
					指導員加配体制	1. なし 3. 児童指導員等 4. 指導員
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I
					特別支援体制	1. なし 2. あり
					延長支援体制	1. なし 2. あり
保育所等訪問支援				1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害書	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり
					キャリアアパス区分(※5)	1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)
					専門訪問支援員体制	1. なし 2. あり
					児童発達支援管理責任者専任体制	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり
					キャリアアパス区分(※5)	1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
福祉型障害児入所施設	1. なし 2. あり		1. 当該施設が単独施設 2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	知的障害児 自閉症児 重児 ろうあ児 肢体不自由児	重度知的障害児収容棟設置 (※6)	1. なし 2. あり
					肢体不自由児施設重度病棟設置 (※6)	1. なし 2. あり
					定員超過	1. なし 2. あり
					児童発達支援管理責任者専任体制	1. なし 2. あり
					職業指導員体制	1. なし 2. あり
					重度障害児支援 (強度行動障害)	1. なし 2. あり
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり
					心理担当職員配置体制	1. なし 2. あり
					看護師配置体制	1. なし 2. あり
					自活訓練体制 (I)	1. なし 2. あり
福祉型障害児入所施設	1. なし 2. あり		1. 当該施設が単独施設 2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	知的障害児 自閉症児 重児 ろうあ児 肢体不自由児	自活訓練体制 (II)	1. なし 2. あり
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I
					栄養士配置体制 (※4)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士
					小規模グループケア体制	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり
					キャリアパス区分 (※5)	III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)
					重度知的障害児収容棟設置 (※6)	1. なし 2. あり
					肢体不自由児施設重度病棟設置 (※6)	1. なし 2. あり
					医療型障害児入所施設	
児童発達支援管理責任者専任体制	1. なし 2. あり					
重度障害児支援	1. なし 2. あり					
心理担当職員配置体制	1. なし 2. あり					
自活訓練体制 (I)	1. なし 2. あり					
自活訓練体制 (II)	1. なし 2. あり					
福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I					
小規模グループケア体制	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり					
キャリアパス区分 (※5)	III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)					

障害児入所給付費

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
相 談 支 援 障害児相談支援					相談支援特定事業所 1. なし 2. あり	

※1 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の有無を設定する。

※2 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

※3 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※4 栄養士配置加算（Ⅰ）については「3：常勤栄養士または4：常勤管理栄養士」を選択する。  
栄養士配置加算（Ⅱ）については「2：その他栄養士」を選択する。  
栄養マネージメント加算については「4：常勤管理栄養士」を選択する。

※5 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。

※6 「重度知的障害児収容棟」及び「肢体不自由児施設重度病棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。

# 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

新

平成29年度予算額（案）：約16億円（（目）障害者総合支援事業費補助金）

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、その他市町村等

補助率：10/10

## 事業趣旨

今般の処遇改善を臨時の障害福祉サービス等報酬改定により実施することに鑑み、都道府県等が行う事業所等への周知や、新たに拡充する加算の取得に係る助言等の取組を支援し、各事業所等における処遇改善加算の取得を促進する。

以下の事項に係る事業及びその他目的を達成するために必要な事業を行う。

### （1）制度の周知・広報

臨時の報酬改定により加算制度を創設することに鑑み、特に丁寧に周知を図るため、事業所や福祉・介護職員向けのリーフレット等の配布や連絡会議、講習会を開催する。

### （2）事業所への助言・指導

コールセンターの設置や、また、専門的な相談員（社労士等）の派遣等により、加算取得に必要な賃金規程の整備の具体的手順や、規定の内容等に係る個別の助言・指導を行う。

### （3）審査体制の確保

加算取得に係る審査業務の急激な増加が見込まれるため、審査業務を滞りなく実施するために、非常勤職員を雇用すること等により、必要な体制を確保する。

### （4）システムの改修

報酬改定に伴い、都道府県等において事業所情報や受給者情報等の管理・伝送システムの改修が見込まれることから、制度を適正に運営するために、必要なシステムの改修を行う。

## 事業内容（例）

## 実施スケジュール（予定）

1月下旬	実施要綱案の提示、事業計画書の提出依頼
3月中旬	事業計画書の提出期限
4月1日	内示